

第3章 特定個人情報の利用、提供、収集等

第1節 特定個人情報の利用、提供、収集等の制限

第13条 利用の制限

第13条 実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があるか又は本人の同意を得ることが困難であるときを除き、特定個人情報を取り扱う事務の目的を超えた特定個人情報の利用をしてはならない。

2 実施機関は、前項の規定にかかわらず、個人番号利用事務の処理を行うに当たって、利用条例第4条第2項及び第3項に規定する他の個人番号利用事務の処理に関して当該実施機関が保有する特定個人情報を利用することができる。

趣旨

- 1 第1項は、実施機関は、条例第16条に基づく特定個人情報取扱事務の届出を行った事務の目的を超えて特定個人情報を当該実施機関内で利用することを原則として禁止する旨を明らかにしたものである。番号法は、第30条において、利用目的以外の目的で特定個人情報を利用すること（以下「目的外利用」という。）を原則禁止し、その例外として、次のいずれかに限り目的外利用を許容しており、本項はこの規定に基づくものである。
 - ア 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき
 - イ 番号法第9条第4項の規定に基づく場合なお、上記のイの例外事由については、実施機関において該当する事務が存在しないことから、本項の例外事由には含まれていない。
 - (1) 「生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合」とは、火災若しくは地震等の天災又は犯罪若しくは事故等の人為的危険により人の生命、身体又は財産等の権利利益に対する侵害が生じている場合又は侵害が生じるおそれがある場合をいう。
 - (2) 「事務の目的を超えた特定個人情報の利用」とは、当該事務を実施している主務課において当該事務の目的とは異なる目的で特定個人情報を利用することだけでなく、同一実施機関内の他の局・部・課で行う異なる事務を実施する目的で特定個人情報を授受することを含む。
- 2 第2項は、第1項の規定にかかわらず、特定の事務を実施する目的で保有している特定個人情報について、同一実施機関内又は他の実施機関の異なる事務を実施する目的で特定個人情報を利用（以下「庁内連携」という。）することができる場合について定めたものである。都では、利用条例第4条第2項及び第3項において庁内連携に関する規定を設け、ここで都の執行機関が行う庁内連携を限定的に列挙するとともに、本項において、利用条例で定める庁内連携は目的外利用には該当しない旨を規定している。

運 用

- 1 目的外利用をする場合には、利用の相手方に、利用方法、必要とする特定個人情報の内容や人数などを明記した文書の提出を求めるなど、目的外利用の判断に当たってはその必要等を十分に吟味し、慎重に行う必要がある。
- 2 実施機関において特定個人情報の庁内連携が許容されるのは、利用条例第4条第2項に基づき、番号法別表第2の第2欄に掲げる事務で実施機関が行うものを実施する目的で、同表の第4欄に掲げる特定個人情報を利用する場合、又は同条第3項に基づき、利用条例別表第2の第2欄に掲げる事務で実施機関が行うものを実施する目的で、同表の第3欄に掲げる特定個人情報を利用する場合に限られる。
- 3 目的外利用及び庁内連携を行う場合には、番号法及び本条例の趣旨に鑑み、必要に応じ、利用目的や方法などの条件を付すこと。

関係条例・規則・要綱

【行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例】

（個人番号及び特定個人情報の利用範囲）

- 第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の上欄に掲げる都の執行機関が行う同表の下欄に掲げる事務及び法別表第2の第2欄に掲げる事務のうち都の執行機関が行うものとする。
- 2 都の執行機関は、法別表第2の第2欄に掲げる事務のうち当該都の執行機関が行うものを処理するために必要な限度で、同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって当該都の執行機関が保有するものを利用することができる。
 - 3 別表第2の第1欄に掲げる都の執行機関は、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第3欄に掲げる特定個人情報であって当該都の執行機関が保有するものを利用することができる。
 - 4 前二項の規定による特定個人情報の利用があった場合において、他の条例等の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

【東京都特定個人情報等取扱事務要綱】

第4 報告事項

（特定個人情報の利用の報告）

- 1 各局等は、条例第13条第1項の規定に基づき、特定個人情報を取り扱う事務の目的を超えた利用を行った場合には、「特定個人情報の目的外利用実績報告書」（別記第1号様式）により毎月、生活文化局広報広聴部情報公開課（以下「情報公開課」という。）に報告する。

第14条 提供の制限

第14条 実施機関は、実施機関の事務に係る法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報の提供をしてはならない。

趣旨

- 1 本条は、番号法で定められた場合以外に特定個人情報を提供することを禁止する旨を明らかにしたものである。
 - (1) 番号法第19条は、「何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報の提供をしてはならない。」と規定し、各号において特定個人情報を提供できる場合を限定列挙しており、本条はこの規定に基づくものである。
 - (2) 「特定個人情報の提供」とは、実施機関が当該実施機関以外の者に対し、実施機関において保有している特定個人情報を提供することを指す。
- 2 個人情報保護条例とは異なり、本条例では、特定個人情報の外部提供において、特定個人情報の適正な取扱いを確保するために、相手方に対して、必要な措置を講ずることを実施機関に対して義務付ける規定が設けられていない。これは、番号法第19条により特定個人情報の提供ができる場合が制限されていること、同法第12条において、官公庁に限らず個人番号利用事務等実施者は、個人番号の取扱いに当たって必要な措置を講ずることが直接義務付けられており、実施機関から特定個人情報の提供を受けた者は、番号法により直接的に必要な措置を講じることが義務付けられていることによる。

実施機関は、仮に特定個人情報の提供を行うことが、提供先における特定個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために必要であると判断できる場合であったとしても、番号法第19条各号のいずれかに該当するものでなければ、提供することができない。

関係条例・規則・要綱

【東京都特定個人情報等取扱事務要綱】

第4 報告事項

(特定個人情報の提供の報告)

- 2 各局等が、条例第14条の規定に基づき、法第19条第12号及び第14号から第16号までに定める特定個人情報の提供を行う場合は、次のとおりとする。
 - (1) 提供を行うに当たっては、相手方から文書を求める方法によって行うものとし、原則として、「特定個人情報の提供依頼について」（別記第2号様式）による。
 - (2) 提供を行った場合には、「特定個人情報の提供実績報告書」（別記第3号様式）により毎月、情報公開課に報告する。

第15条 収集等の制限

第15条 実施機関は、実施機関の事務に係る法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を収集し、又は保管をしてはならない。

2 実施機関は、個人番号利用事務を実施するに当たって、本人又はその代理人及び個人番号関係事務実施者の負担の軽減並びに行政運営の効率化を図るため、複数の個人番号関係事務において同一の内容の情報が記載された書面の提出を重ねて求めることのないよう、情報の共有及びその適切な活用を図るように努めなければならない。

趣 旨

1 本条は、番号法で定められた場合以外で実施機関が特定個人情報を収集することを禁止する旨を明らかにしたものである。

番号法は、第20条において、「何人も、前条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報（他人の個人番号を含むものに限る。）を収集し、又は保管してはならない。」と規定し、同法第19条各号において特定個人情報の提供を受けることができる場合を限定列挙しており、本条はこの規定に基づくものである。

2 「収集」とは、集める意思をもって自己の占有に置くことをいう。人から取得する場合のほか、電子計算機等から取得する場合も含む。情報を閲覧することのみでは「収集」に当たらない。

3 「保管」とは、自己の勢力範囲内に保持することをいう。

運 用

1 実施機関の職員は、特定個人情報を収集するに当たっては、当該収集が番号法第19条各号のいずれに該当するのかについて、慎重に検討し判断しなければならない。

2 番号法第19条各号に該当しない事務を行う中で、個人番号又は特定個人情報を意図せず収集してしまった場合（申請に必要な添付書類として住民票が含まれているようなケースで、本来個人番号の記載がないものを提出すべきところ、個人番号の記載された住民票が郵送されてきた場合等）には、当該個人番号又は特定個人情報を然るべき手段によって速やかに本人へ返却又は削除若しくは廃棄するものとする。

第16条 特定個人情報取扱事務の届出

第16条 実施機関は、特定個人情報を取り扱う事務を開始しようとするときは、東京都規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときは、変更する事項についても同様とする。

- 一 特定個人情報を取り扱う事務の名称
 - 二 特定個人情報を取り扱う組織の名称
 - 三 特定個人情報を取り扱う事務の目的
 - 四 特定個人情報の記録項目
 - 五 特定個人情報の対象者の範囲
 - 六 特定個人情報の経常的な提供先及び提供する項目
 - 七 前各号に掲げるもののほか、東京都規則で定める事項
- 2 前項の規定は、実施機関の職員又は職員であった者に係る事務及び犯罪の予防、鎮圧又は捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他の公共安全と秩序の維持に係る事務については、適用しない。
- 3 実施機関は、第1項の規定による届出に係る特定個人情報を取り扱う事務を廃止したときは、東京都規則で定めるところにより、遅滞なくその旨を知事に届け出なければならない。

趣 旨

- 1 本条は、実施機関は、特定個人情報を取り扱う事務について、開始、変更しようとするとき又は廃止があったときは、知事に届け出る義務があることを定めたものである。
- 2 「特定個人情報を取り扱う事務」とは、条例第5条の規定により個人番号を利用することができる事務の実施において、特定個人情報を収集し、管理し、又は利用する事務をいう。
実施機関は、特定個人情報を取り扱う事務を開始しようとするとき、変更しようとするとき又は廃止したときは、特定個人情報取扱事務届出書（東京都特定個人情報の保護に関する条例施行規則（平成27年東京都規則第191号。以下「施行規則」という。）別記様式）により知事に届け出なければならない。
- 3 第1項では、届出事項を具体的に定めている。第7号の「規則で定める事項」とは、施行規則第2条に定める次の事項である。
 - ・ 特定個人情報を取り扱う事務の開始又は変更の年月日
 - ・ 特定個人情報の処理形態
 - ・ 特定個人情報の主な収集先
 - ・ 特定個人情報の利用、提供又は収集の根拠
 - ・ 個人番号利用事務等の委託及び再委託の有無
- 4 第2項の「職員であった者」とは、退職、失職又は免職により実施機関の職員としての身分を失った者をいう。
- 5 「実施機関の職員又は職員であった者に係る事務」とは、実施機関の職員又は職員であった者に係る一切の事務をいい、人事、給与、福利厚生等に関する次のような事務がその代表

例として挙げられる。

- 服務に関すること。
- 表彰等に関すること。
- 諸証明に関すること。
- 任用退職等に関すること。
- 人事記録に関すること。
- 定数に関すること。
- 分限、懲戒等に関すること。
- 評定に関すること。
- 給与、手当に関すること。
- 恩給、退職手当に関すること。
- 被服の貸与に関すること。
- 公務災害補償に関すること。
- 安全、衛生に関すること。
- 衛生管理に関すること。
- 非常勤職員の社会保険に関すること。

これらの事務には、例えば、職員に対する手当支給事務において職員の家族の特定個人情報を取り扱われるように、その目的により職員又は職員であった者以外の者に係る特定個人情報を取り扱うようなものもある。

本項は、その執行上職員又は職員であった者に関する特定個人情報を取り扱うこととなるこれらの事務については、職員の人事管理のためのものであり、使用者としての実施機関と被用者としての職員との関係に基づく内部的な情報であること、また、その存在及び利用方法も一般的に当事者である職員にはよく知られていることから、届出の適用除外とすることを規定したものである。

運 用

- 1 特定個人情報取扱事務の開始、変更又は廃止に伴う届出は、局等の個人情報保護主管課を経由して、生活文化局広報広聴部情報公開課に届け出ることにより行うものとする。
- 2 事務の届出は、原則として、課ごとに届け出るものとする。この場合、事務の内容を端的に表すよう、予算項目又は東京都組織規程（昭和27年東京都規則第164号。以下「組織規程」という。）等に定める事務を単位として届け出るものとする。

なお、同一の事務を複数の部署が行っている場合、例えば、組織規程別表4に規定する地方行政機関のように同一の事務を地域割りで実施しているものについては、局で統一的な届出を行うことができることとする。
- 3 特定個人情報を取り扱う事務を開始する場合は、東京都情報公開・個人情報保護審議会規則（平成11年東京都規則第232号）に基づき、原則として東京都情報公開・個人情報保護審議会の意見を聴くものとする。
- 4 情報公開課においては、届出に基づき、条例第17条の規定による目録を作成（加除訂正を含む。）し、一般の閲覧に供するものとする。

- 5 「犯罪の予防、鎮圧又は捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他の公共の安全と秩序の維持に係る事務」であっても、事務の名称、目的、特定個人情報の記録項目等を明らかにしても当該事務の適正な遂行に支障がないと認められる事務については、届出を行うことができるものとする。

関係条例・規則・要綱

【東京都特定個人情報の保護に関する条例施行規則】

(特定個人情報取扱事務の届出事項)

第2条 条例第16条第1項第7号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 特定個人情報を取り扱う事務の開始又は変更の年月日
- 二 特定個人情報の処理形態
- 三 特定個人情報の主な収集先
- 四 特定個人情報の利用、提供又は収集の根拠
- 五 個人番号利用事務等の委託及び再委託の有無

(特定個人情報取扱事務の開始、変更及び廃止の届出)

第3条 条例第16条第1項又は第3項の特定個人情報を取り扱う事務の開始、変更又は廃止の届出は、特定個人情報取扱事務届出書（別記様式）により行うものとする。

【東京都特定個人情報等取扱事務要綱】

第5 審議会の意見聴取等

(審議会の意見聴取)

- 1 各局等は、特定個人情報を取り扱う事務を新たに開始するときは、原則として、審議会に対し、「東京都情報公開・個人情報保護審議会への意見聴取・報告について」（別記第7号様式）により意見を聴くものとする。

(審議会の調査)

- 2 審議会は、前項の審議のために必要があると認めるときは、関係資料の提出及び関係職員の出席を求めることができるものとする。

第17条 公表及び閲覧

第17条 知事は、前条第1項又は第3項の規定による届出に係る事項について目録を作成して、公表し、かつ、一般の閲覧に供しなければならない。

趣旨

本条は、知事は、特定個人情報取扱事務の届出に係る事項について目録を作成して、公表し、実施機関の特定個人情報の保有状況を都民に対し明確にし、かつ、都民がいつでも閲覧できるようにする責務があることを明らかにしたものである。

運用

情報公開課においては、各実施機関が届け出た事項を取りまとめた目録を作成し、また、各実施機関から特定個人情報を取り扱う事務の開始、変更又は廃止の届出があった場合には、当該目録の加除訂正をすることにより、全実施機関が現に行っている事務とその内容を一致させるものとする。

Ⅱ

第16条

第17条

第2節 情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供及び収集

第18条 特定個人情報の提供及び収集

第18条 実施機関が、法第21条第2項又は同項を準用する法第26条の規定による総務大臣からの通知を受けたときは、施行令第28条で定める方法により、情報照会者又は条例事務関係情報照会者に対し、当該特定個人情報を提供しなければならない。

2 第15条第1項の規定により、法第19条第7号又は第8号に定める場合に該当し、実施機関が特定個人情報を収集した場合において、他の法令等の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

趣 旨

1 第1項は、番号法第19条第7号又は第8号の規定に基づく特定個人情報の提供の求めに対する実施機関の特定個人情報の提供義務について定めたものである。

番号法は、第21条第2項（第26条により準用する場合を含む。）において、同法第19条第7号又は第8号の規定により特定個人情報の提供の求めがあったときは、総務大臣に、情報提供ネットワークシステムを利用して、情報提供者（法別表第2の第3欄に掲げる者をいう。以下同じ。）又は条例事務関係情報提供者に対してその旨を通知することを義務付けている。実施機関は、当該通知を受けたときは、情報照会者（法別表第2の第1欄に掲げる者をいう。以下同じ。）又は条例事務関係情報照会者に対して当該特定個人情報を提供しなければならないものである。

なお、情報提供者（又は条例事務関係情報提供者）には、法令の規定により法別表第2の第4欄（又は利用条例別表第2の第3欄）に掲げる特定個人情報の利用又は提供に関する事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含み、情報照会者（又は条例事務関係情報照会者）には、法令の規定により法別表第2（又は利用条例別表第2）の第2欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含むものである。

2 第2項は、前項による特定個人情報の提供があった場合において、他の法令等の規定により当該提供があった特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなし、書面の提出義務を解除するものである。

運 用

1 番号法第21条第2項の規定による総務大臣からの通知は、「番号法上許される情報提供であること。」「特定個人情報保護評価に係る規定を遵守していること。」を確認した後でなければ情報提供があった旨を情報提供者又は条例事務関係情報提供者に対して通知しないものとなっている。これにより、不正な情報提供がなされないことが担保されるものである。

2 情報提供ネットワークシステムを介しての特定個人情報の提供・収集は、平成29年7月から運用が開始される予定である。

第19条 情報提供等の記録

第19条 実施機関は、法第19条第7号又は第8号の規定による特定個人情報の提供の求め又は提供を行った場合には、次に掲げる事項を情報提供ネットワークシステムに接続された実施機関の使用する電子計算機に記録しなければならない。

- 一 情報照会者及び情報提供者又は条例事務関係情報照会者及び条例事務関係情報提供者の名称
 - 二 提供の求めを受けた日時及び提供があったときはその日時
 - 三 特定個人情報の項目
 - 四 前三号に掲げるもののほか、総務省令第47条第1項各号で定める事項
- 2 前項に規定する事項のほか、実施機関は、当該特定個人情報の提供の求め又は提供の事実が第30条に規定する非開示情報に該当すると認める場合には、その旨を情報提供ネットワークシステムに接続された電子計算機に記録しなければならない。
- 3 前二項に規定する記録（以下「情報提供等記録」という。）は、施行令第29条に基づき、記録を行った日の属する会計年度の翌会計年度の初めから起算して7年間保存しなければならない。

趣旨

本条は、番号法第19条第7号又は第8号の規定に基づき実施機関が行った情報提供の求め又は提供について、情報提供ネットワークシステムに接続された電子計算機に記録・保存すべきこと及びその項目について、定めたものである。

本来認められていない不正な情報提供がなされた場合、個人に対して権利利益の侵害をもたらすことが予想される。そのため、誰と誰との間でどのような情報が提供されたのか、情報提供等の記録を取ることで、問題発生に備え、不正行為を抑止するものである。

Ⅱ

第18条

第19条

第20条 情報提供等記録の利用

第20条 実施機関は、情報提供等記録に記録された特定個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用してはならない。

趣旨

本条は、前条により作成が義務付けられている番号法第19条第7号又は第8号の規定に基づく提供の求め又は提供に係る記録について、利用目的以外の利用を禁じたものである。

第21条 秘密の管理

第21条 実施機関は、情報提供等事務（法第19条第7号又は第8号の規定による特定個人情報情報の提供又は収集等に関する事務をいう。以下同じ。）に関する秘密について、その漏えいの防止その他の適切な管理のために、情報提供等事務に使用する電子計算機の安全性及び信頼性を確保することその他の必要な措置を講じなければならない。

趣 旨

本条は、複雑化・多様化するサイバー攻撃の脅威等、情報セキュリティを取り巻く状況を踏まえ、情報提供ネットワークシステム及びその接続する電子計算機（以下「情報提供ネットワークシステム等」という。）の安全性及び信頼性の確保その他必要な措置をとるべきことを実施機関に義務付けるものである。

- (1) 「情報提供等事務」とは、法第19条第7号又は第8号の規定による特定個人情報情報の提供又は照会に使う符号を管理する事務、情報提供ネットワークシステムを稼働させるプログラムの作成・点検、特定個人情報情報の提供・受領、アクセスログの分析等の事務である。
- (2) 「秘密」とは非公知の事実であり、東京都文書管理規則（平成11年東京都規則第237号）第57条第1項の規定に基づき秘密文書に指定されていなくても、実質的に秘密として保護に値するものをいう。
- (3) 「必要な措置」とは、物理的保護措置として、保管庫の施錠、立入制限、防災設備の整備など、技術的保護措置として、情報の暗号化など、組織的保護措置として、職員に対する教育、研修の実施、安全管理者の設置等管理体制の整備などが考えられる。

運 用

本条における秘密の具体例としては、情報提供ネットワークシステム等の機器構成・設定、暗号アルゴリズム、暗号・復号に必要な鍵情報等が挙げられる。

こうした秘密が漏えいした場合、システム機器やネットワークの脆弱性への攻撃や暗号鍵による暗号解読の危険が予想される。

第22条 秘密保持義務

第22条 情報提供等事務に従事する者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た当該事務に関する秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

趣旨

- 1 本条は、情報提供ネットワークシステムを使用して行う情報提供等事務に従事する者又は従事していた者について、その事務に係る秘密の保持義務を定めたものである。
- 2 「事務に従事する者又は従事していた者」とは、地方公務員法の適用を受ける職員だけでなく、臨時職員や派遣労働者、当該事務に従事する委託先・再委託先の役員や社員、派遣労働者も含まれる。
- 3 情報提供等事務の対象となる特定個人情報そのものは、「当該事務に関する秘密」には含まれない。ただし、特定個人情報は、番号法第19条で提供制限が定められており、これに違反した場合には、番号法第48条又は第49条の罰則の対象となる。

運用

本条例では、本条に対応する罰則を規定していないが、本条に違反があった場合は、番号法第25条違反として番号法第50条に定める3年以下の懲役若しくは150万円以下の罰金に処せられ、又は両者を併科されることとなる。